

第222回 内水面漁場管理委員会

- 1 日時 平成28年2月16日(火) 午後1時30分から
- 2 場所 長野県長野合同庁舎 南庁舎601号会議室
- 3 出席者
 - 漁場管理委員 11名
漁業者代表：藤森貫治、梅戸洋、富岡道雄、高原民子、古谷秀夫
採捕者代表：名取清、小澤哲
学識経験者：平林公男、桐生透、高田啓介、酒井美月
 - 事務局
伊藤書記長他3名
- 4 会議事項
 - (1) 公共用水面等からのコイの持ち出し禁止指示について
 - (2) オオクチバス等の試験研究による再放流について
 - (3) 増殖指示量の変更について
 - (4) その他

会長挨拶 議事に入る。

平林会長 まず議事に入る前に、議事録署名委員の指名を行います。本日は、議事録署名委員を梅戸委員、小澤委員にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。まず最初に「コイの持出し禁止の指示」について事務局から説明をお願いします。

事務局 資料により説明

平林会長 はい、いかがでしょうか。梅戸委員さん、どうぞ。

梅戸委員 今、地図を見させていただいた中で、木曾の場合、南木曾がほとんどでありまして、南木曾地区では、どちらかという個人で錦鯉を飼っているという状況が多いです。漁協に関しての指導案件はないものですから、町村に対して十分周知できるようにお願いします。

平林会長 そういう御要望です。

事務局 承知しました。

平林会長 他にいかがでしょうか。高田委員さん、どうぞ。

高田委員 毎回、KHVを確認した図をいただいておりますが、県内全域でどこが発生していないのかということはこれでわかるのですが、発生状況の年度別の表を見ますと、最初の3年間くらいは多いですが、その後は、ある意味では抑え込んでいるという状況ですね。業者の池については最初の3年間できちんと対処できていて、ここ何年かは散発的に発生しており、個人の池がすべてですが、どういう所で起こっているのか。我々はこれを完全撲滅できれば一番いいのですが、やはりコストがかかるわけで、何を目標にするのか、発生状況を維持することなのか、あるいは、内陸県ですから、こいの増養殖に関してはいろいろな産業がありますので、個人の池であっても抑え込むという努力を更にするのだということにするのか、そろそろ考えた方がいいのではないかという気がちょっとします。そのためには、県のこの資料を、年度別にわかるような、あるいは、ある地域に集中して起こっているのかというようなことも先々のことを考えるときには重要な情報になるのではないかと思います。今すぐに結論を出す必要はありませんが、今後、県のほうで案を出していただければと思います。

平林会長 事務局からコメントをお願いします。

事務局 26年度の発生が4件ございますが、天竜川下流域の泰阜村で発生しております。

あと、千曲川流域の山ノ内町で3件ということがございます。

おっしゃるとおり、この地図だけでは年度別の発生状況がわかりませんので、今後そういった推移がわかるような資料にしていきたいと思っております。

今後の方向性ですが、基本的にこの法律は養殖というものを持続するためにやっていこうという法律ですが、コイというものは錦鯉などが一般のお宅でも飼われているという事情があり、そのコイと養殖池のコイは何ら違いがありませんので、そこら辺も含めてまん延防止の対策が必要であると思っております。ガイドラインを農林水産省消費安全局が音頭を取って各県がそれを策定しておりますが、長野県においても養殖業者の間で魚が移動しますので、発生水域間のやり取りについては連絡を取り合いながら生産の振興も含めてやっていこうという立場もございますが、まだ発生していないところには何としても入れないんだという姿勢は継続していきたいと思っておりますので、今後、またこういった説明を資料の修正も併せて行ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

平林会長 よろしいですか。他にいかがでしょうか。

酒井委員 ちょっとしたことですが、数字の確認だけお願いします。発生状況のところ
39市町村と諏訪湖で40市町村ということですか。計が40、市町村が39市町村
で重複を除くとあるのがどういうことか気になりました。

事務局 市町村の場合39となりますが、諏訪湖で発生したということになりますと、流
域で岡谷市、諏訪市、下諏訪町と3市町ありますので、そこを1つと考えて合計40
という表し方になっております。

平林会長 よろしいですか。他にいかがでしょうか。特に御意見・御質問がなければ事務
局からの提案どおり、1年間延長ということになります、よろしいでしょうか。

それでは本件につきましては、事務局案のとおり委員会指示を1年間延長するとい
うことに決定します。

平林会長 それでは次に2つ目の議事に移りたいと思います。「オオクチバス等の試験研究
による再放流について」ということです。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 資料により説明

平林会長 今、「コクチバスのリリースに伴う調査研究について」ということで、研究の概
要を説明していただきました。こういう研究をやるということ、再放流禁止指示の
前半のほうの「再放流は認めない」というところがありますが、ここを研究のためと
いうことで今回認めていかどうかということ、御質問・御意見がありましたら
出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

藤森委員 非常にいいことだと思います。魚が夏場と冬場で棲んでいる所が違うとい
うことで、駆除をする場合に参考となると思いますので是非やっていただきたいと思
います。結果についてはここで報告されるのですか。

平林会長 事務局のほうから説明をお願いします。

事務局 この調査結果についてはこの場で報告するように水産試験場に伝えてあります。
ただし、これは委託研究ですので来年の2月の委員会ではまだ完了していないことか
ら、来年の7月の委員会では御報告できると思います。できればもう少し早く、違う
手段で紙でお配りするとか、漁協さんには違った媒体で説明があるかもしれませんが、

いずれにしても、この場で結果の報告をするようにしたいと思います。

平林会長 他にいかがでしょうか。

桐生委員 この発信機の大きさが13ミリ×28ミリ、重さ5グラムとありますが、装着可能な魚のサイズの下限はどのくらいになりますか。

平林会長 事務局から説明をお願いします。

事務局 何センチまでという情報は持ってありませんが、少なくとも30センチくらいのバスには問題ないということだと思います。この会社のホームページを見ると、いろいろ大きさがありまして、一番小型のサイズでバス類の調査に使えますと書いてありますので、30センチくらいであれば問題ないと思います。20センチぐらいたと特にコクチバスは流れの中にいますので遊泳に支障が出る可能性があるのです、水産試験場が予備試験として調査をして、適切なサイズというものを検討していくと思います。

平林会長 他にいかがでしょうか。調査期間中にここで釣りをする人がいて釣り上げてしまった場合の心配はないでしょうか。漁協さんとどういう話しになっているか、説明をお願いいたします。

事務局 それについては聞いておりませんが、基本的に調査期間は10月以降の冬になります。この川は、基本的にはイワナ、ヤマメといったマス類もいるので、冬場に釣りをする者がほぼいないものと思います。ただし、ウグイであるとかフナであるといった禁漁期間のない魚もいますので、そういった可能性もありますので、水産試験場には本日出た話に対応できるように、御意見を伝えます。

平林会長 特に予備調査をしますよね。本番の調査の秋口の前のときに心配かなと思います。また、一般の方が釣り上げたときはキャッチアンドリリースは禁止ですので、法律では再放流できないわけで、きちんとわかるように説明をしておいていただかないと困りますね。よろしく対応をお願いいたします。

事務局 水産試験場に伝えます。

平林会長 他にはいかがでしょうか。よろしいですか。千曲川でもコクチバスが多くなっていて、いろいろなところで問題となっておりますので、こういった生態行動のデータを出していただいて県内の内水面の漁場管理に活かしていただければと思います。

また、是非とも先ほど藤森委員さんから発言があったとおり、ここの会議でも報告をお願いいたします。

それでは、今回の試験研究による再放流は認めることに決定いたします。

平林会長 3つ目の「増殖指示量の変更について」ということで3件出ております。それで、まず1件目ですが、上小漁業協同組合から増殖指示の実施方法について変更の希望が出ております。こちらに富岡委員さんがいらっしゃいますが、富岡委員さんにおかれましては本件の当事者でございますので、漁業法第102条にあります「委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事にあずかることができない。ただし、委員会の承認があったときは、会議に出席をし、発言することができる。」旨の規定がございます。原則として本件の審議が終了するまで御退席いただくこととなりますが、まず、皆様方にお尋ねいたしますが、そういうことでよろしいかどうか。この委員会に富岡委員さんがいていただいても構わないということであればいいのですが、一応、今、申し上げたような規定になっておりますので、御退席していただいた方が、非常にクリアかなと思いますがいかがでしょうか。よろしいですか。

富岡委員 今の規定の中で進めていただければと思います。皆さんの話し合いもスムーズに行くと思いますので退席します。

平林会長 申し訳ございません。今、そのように御発言をいただきましたのでよろしくをお願いいたします。

(富岡委員 退室)

事務局 資料により説明

平林会長 上小漁業協同組合さんから出てきました増殖指示量が種苗放流15kgとなっているものを産卵場造成5か所という形に変更したいという希望が出てきております。理由は今御説明があった資料6に書いてあるとおりです。

何か御質問・御意見があれば出してください。

桐生委員 フナの種苗の入手が困難とありますが、今までも養殖されたものを種苗として放流されていますよね。養殖の生産量が落ちたということですか。

もうひとつは、産卵場造成となっているが、実際は産卵床設置ですよ。この辺は区別したほうがいいのではないかと思います。

平林会長 2点御指摘いただきました。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 桐生委員がおっしゃるとおり、統計上の数字をこちらで持っているわけではございませんが、養殖業者さん等にお聞きしますと、今まで放していたフナは水田ブナでございます。近年、水田ブナを養殖している農家が減少してきており、養殖業者さんがそのフナを入手することが、だんだん難しくなっているということがあります。また、食用ブナとしてもフナが利用されており、売却単価については食用ブナと放流ブナではほとんど変わりありません。それで結構高価です。食用ブナはまとめて取引できるということから、どうしても食用ブナのほうにフナが行ってしまうということで、放流用に回すということは、はっきり言って業者さんにとって負担になっているということが現状です。本日、こちらにもみえておりますが、県漁連さんにもお聞きしますと、県内では今まで入手していたところから入手するのが精いっぱい、これ以上増やすことはできない、更に今まで入手していた取引先からも来年度以降はわからないといったような御意見が寄せられているということ、あるいは、田んぼから買い取ったものを一時養殖業者さんのところである程度の大きさに大きくしてもらってから放流用として入手したい旨希望をおっしゃられている漁協さんもいらっしゃるようですが、その要望については28年度からはお応えできかねると通告されているとお聞きしております。また、県内だけでなく県外もあっていますが、入手は困難となっているとお聞きしております。したがって、上小漁協さんだけではなくて、フナの種苗放流をされている漁協さんで特定の入手ルートをお持ちでない多くの漁協さんは、種苗の入手には大変苦慮されているのが現状でございます。

平林会長 前半の御説明は今のとおりですが、桐生委員さんよろしいでしょうか。

桐生委員 はい。

平林会長 では、後半の御説明を事務局からお願いいたします。

事務局 御指摘のありました用語の問題ですが、産卵場の造成でなくて産卵床の設置ではないかということでございます。確かに水産庁の資料にもございまして、産卵床と書いてありますので、名称的には人工産卵床になりますが、行政用語的に今まで産卵場の造成ということで溪流魚だったりカジカだったりというのは、それを統一して使ってきたことがございますので、産卵床の設置という表現をしてよいのかどうか、隣県の状況等を聞いて、必要であれば水産庁の見解も聞いて、よりわかりやすい表現をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

平林会長 よろしくお願いたします。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。特に御意見・御質問がほかにございませんので、上小漁業協同組合さんから出されました種苗の放流から産卵場造成、この言葉についてはコメントが付きましたが、これに変更することに決めさせていただきます。

それでは、富岡委員さんに入ってもらってください。

(富岡委員 入室)

平林会長 2件目ですが、北信漁業協同組合さんから、ウナギの増殖指示量を下方修正してニジマスに振り替える希望が出てきておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 資料により説明

平林会長 今、御説明があったとおりですが、変更を希望する理由についても資料に書いてございますので御覧いただいて、何か、御質問・御意見等がありましたら出していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

平林会長 特にございませんか。よろしいですか。特に御意見・御質問等がないということですので、北信漁協さんから出されました変更希望につきましては、希望どおり変更するというので決めさせていただきますと思います。

平林会長 3件目の佐久漁業協同組合さんからアユの増殖指示量を下方修正する希望が出てきておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 ただ今、お配りいたしました参考資料1及び参考資料2につきましては、個別の団体の経営に関する個別具体的な指標であり、県公文書公開条例において、非公開と判断される可能性のあるものでありますことから取扱いについては御注意いただくとともに、本議題審議終了後、事務局が回収させていただくことといたしますので御了承いただきたいと思います。

それでは、説明をさせていただきます。

資料により説明

平林会長 今、御説明いただきましたとおり、佐久漁業協同組合さんからアユの放流する

キ口数を下方修正したいという御希望が出てきましたが、まず、何か御質問あれば出してください。御意見でも結構です。いかがでしょうか。

平林会長 佐久のようなところでアユがダメになってくるというのは、かなりシビアな問題であると思いますが、今回のこれについては致し方ないとしても、今後のことを考えて、何か対策を考えていかなければいけないと思いますね。

事務局 先ほど会長から今後の方策ということでお話がありましたが、私たちとしましては組合の経営につきましては、佐久漁協さんと今後どうしようか御相談をしているところで、佐久漁協は冬期のニジマス漁場を解禁しているところで、そうしたことで遊漁者の増加とか、アユの放流方法の検討ですとか、いろいろアイデアを出し合って経営改善については、今後指導をしてまいりたいと考えております。

平林会長 はい、高田委員さん、お願いいたします。

高田委員 この資料を見せていただきますと、特にアユの遊漁券の発行枚数が6分の1、7分の1くらいになってしまっていますが、この原因について、もしわかればお聞かせください。

まず、事務局からお願いします。

事務局 今の御質問ですが、アユの遊漁者数の減少傾向につきましては、佐久漁協さんに限らず全県的、全国的な傾向です。今の若い人たちを含め趣味の多様化が進み、なかなか新規に釣りをされる方が少なくなっております。特にアユについては、釣竿などの道具類をひと揃えすると20万円くらいかかってしまう敷居の高い釣りですから、そういった面での減少、あと、昨今の、最近被害は減っておりますが、冷水病で漁獲量が落ちているということ等ございまして、原因は様々ですが、そういったことが遊漁者の減少、漁協の収入の減少となり、漁協の経営が苦しくなっているとみております。

平林会長 はい、そういうことですが。高田委員さん。

高田委員 様々な原因があると思いますが、実際に放流の努力をされていて、そこそこ釣れると、リピーターではありませんが、以前ほどではないにしてもある程度維持ができておられると思いますが、ここまで減るということは、我々素人としては釣ればまた行ってみようと思いますが、釣れないということがあったりする。何らかの形でアユを放流

してどのくらいの資源があるか、県で調査したことがございますか。

平林会長 事務局から説明をお願いします。

事務局 アユの資源調査につきましては、平成十何年かに、まさに佐久の水産試験場佐久支場の前の千曲川におきまして、数年間、放流量と解禁から1週間、2週間の漁獲量の調査をデルリ法という方法によって調査をしたところでした。それによりますと、冷水病が発生した年と発生しなかった年がありますが、冷水病をうまく回避できた年には初期の資源尾数が多く、そのときにはよく釣れたという評価となっております。佐久では、平成27年に新しい試みとして、水産試験場で調査したところですが芳しくなかったということで、比較的調査をしている河川です。また、上小漁協さんの依田川という支流と本流を比較する調査も平成27年に水試で行いました。このところ支流の活用ということで、上田の依田川だったり、天竜川流域の辰野の横川川であったり、遠山川という南信濃の川であるとか、そういった中河川におけるアユについては比較的よく釣れるということで話を聞いています。しかし、本流、大河川におけるアユについては芳しくないということで、一つの原因としては、冷水病が出る以前は放流アユのサイズが5グラム前後が主流だったのが、冷水病が出た後は、低水温のときに放流するのはよくないだろうということで、比較的水温が高くなるのを待って放流する傾向となりました。その結果、アユのサイズが大きくなって、同じ1トンの放流尾数が減ってしまいました。アユにつきましては、御存知のとおり縄張りの習性を利用した友釣りなので、生息密度に依存した釣り方ということで、放流密度が下がったことで友釣りの漁獲量があまり伸びていません。大きい河川につきましてはそういった傾向がありまして、つい最近出た論文では、アユの釣れ具合であるとか放流密度であるとか、その他いろいろなファクターと環境条件とで今はやりの主成分分析というものをやったところ、一番アユが釣れないことを説明できる要因が川幅の大きさであると、つい最近の学会誌に出ていたところでした。全国の傾向として、今お話ししたのは、すべて放流で賄っている河川での研究論文です。大河川ではどこの県でも苦戦をしているようです。長野県におきましても、中河川、それから川の上流部、奈良井川であるとか千曲川の上流部の比較的狭い河川においては、アユというのは今後とも有効かと思いますが、広いところについては、引き続き水試とも、もちろん地元の漁協さんとも相談しながら、どういう方向にもっていくか、佐久漁協のようにアユを切り詰めるというのも一つの方法かと思います。前にも漁場管理委員会でお話し申し上げた更埴漁協の事例でもあり、アユの支出を抑える、放流量を抑えるといったことも、漁協の経営にとっては一つの方策であると思います。この辺は、いろいろな漁協さんとも相談しながら、今後こういった方向にもっていくかということをやりたいと思います。

平林会長 はい、藤森委員さんどうぞ。

藤森委員 今、高田さんからお話があったとおりにアユが釣れなくなっております。お客さんが来ない大きな理由はそこにあると思いますが、先ほど係長からも話がありましたが、本流でアユが釣れないとお客さんの量が違います。本流で釣れるようにするにはどうしたらいいかということを考えていかなければいけません。この後、内水面漁業の振興に関する法律に基づいて長野県としての施策をこれからやっていくということになります。そのときに本流でも釣れるような川にするということを主眼に置いて仕事を進めていくという形になりますので、これに関してはこれから先、内水面漁場管理委員会も大きく関わってくるということになりますので、是非そんなことも皆様の頭において御意見をいただきたいし、協力していただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

平林会長 ありがとうございます。小澤委員さん、どうぞ。

小澤委員 佐久漁協さんの状況についてはよく理解しましたし、高田委員さん、それから藤森委員さんのこれからの取組についてのお話も十分理解させていただきました。

お聞きしたいのは、千曲川水系では、上小漁協さんも佐久漁協さんと同様、大きな漁場を持っていらっしゃると思います。そういった中で、このようにアユが釣れなくなったことで、ここでも収益率が数年前と比べて何分の一ということになっております。今回は、佐久漁協さんがこういった変更希望を出してきました。これで、当然経営状態というか収支も好転するということになると思いますが、県として申し出があったからそれをよしとする、苦しいところで頑張っている所については申し出がなければそのままにしておくということは、何か漁協間の公平性に欠ける気がしてなりません。体力のあるところ、ないところ、そういった漁協さんの規模にもよると思いますが、県としてその辺のところをどう考えているのか、おそらくどこの漁協さんも同様に釣り客が減っている状況だと思えます。であるならば、これを一つの例として、公平という言葉が適当かどうかはわかりませんが、関係しているところの状況を見ながら、もう少しバランスよく全体の指示量を減らしていくという策も県として必要ではないかと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

平林会長 そういう御意見ですが。事務局のコメントをお願いいたします。

事務局 おっしゃることはごもっともでございます。実は今回も経営があまりよろしくない他の漁協さんにつきましても、アユで苦しんでいる漁協さんの一部に増殖指示量の

見直しを提案させていただきましたが、アユを釣ることを目的に組合員になられている方が結構いらっしゃるということで、アユを縮小すると組合員として引き留めておけるかどうか分からないといった実態もあるようでございます。組合員にやめられてしまいますと組合としても安定した収入を失うこととなりますので、そのままにしておいていただきたいとお断りされたことがございました。ただし、どうみてもアユの増殖事業が組合の経営を苦しめている大きな要因となっている組合さんにつきましては、今後とも増殖指示量の見直しを御提案させていただきたいと考えておりますが、県として上から強制的に減らすんだといった形にする予定はございません。

私たちが配慮はしておりますので柔軟な対応はさせていただきます。ですから、今後とも御相談があれば皆様に諮っていきたいと思いますので、その際はよろしく願いいたします。

平林会長 よろしいですか、小澤委員さん。

平林会長 それでは高田委員さん、どうぞ。

高田委員 小澤委員さんがおっしゃることもよくわかります。しかも、県が各漁協の経営状態を御心配になっていることもよくわかりますが、それでいくとじり貧になっていくばかりですよ。やはり、先ほど藤森委員さんがおっしゃっていたとおり、かなり大きな川でたくさんの方が友釣りの竿を出しているというのは、好きな人から見るとすごい魅力です。だから、ある意味、いろいろな病気であるとかアユが減る原因があると思いますが、いかに健全な漁場を保っていくかということについては、各漁協さんでは大変だと思いますので、アユもワカサギと並んで重要な魚種であると思いますから、県が基本的なデータを取るなりする計画はないのでしょうか。釣れている量を見るのではなくて現存量という意味でデータを取るということは、この場で話すことではないと思いますが、考慮していただければと、内水面の振興に繋がっていくのではないかと思います。

平林会長 では、事務局から説明をお願いします。

事務局 御意見ありがとうございます。おっしゃる趣旨はわかりますので、御意見を参考に考えてまいりたいと思いますが、高田委員も御承知のとおり水の中の生物をカウントするというのは難しいことで、生息量の把握というのは一筋縄ではいかないところがありますので、水産試験場とも相談をしながら、大河川のアユということもあるとは思いますが、長野県は山岳県ですので渓流域でのお客さんが呼べるということであれば、そちらに変えられる漁協さんについては、そちらのほうも御指導させていただ

くということも考えているところでございます。いずれにしましても、アユについては、漁協さんとも相談しながら今後の方向性について検討してまいりたいと思います。

平林会長 そういったデータも集めながら、何とか対策を立てられるところについては対策を進めながら。ということを高田委員がおっしゃられたものと思います。アユは県内河川の特に中流域で生産性の高いところで主要魚種となっています。長野県からアユが抜けてしまうというのは非常に大きな損失だと思えます。したがって、いろいろなところと協働・協力しながら、何とか多くの方が外から来て釣れるような、現存量を維持できる仕組みがわかればいいと思います。県のほうでも検討していただけるということなので、そういう方向で前向きに御検討いただけたらと思います。

平林会長 他にいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、他に御意見・御質問等がございませんので、佐久漁協さんから出されました増殖指示量の変更希望につきましては、希望どおり変更するというように決定します。

資料は回収ということですので、机上においてください。

平林会長 続きまして4番目の「その他」です。事務局からお願いします。

事務局 レッドマウス病に関する情報について資料により説明

平林会長 よろしいですか。こうした形で情報提供していただくということで、以前もお願いしてございますので、また新たな情報が入りましたら、是非この委員会にも情報提供をお願いいたします。

平林会長 他に、「その他」のところでありますか。事務局から何かありますか。

事務局 事務局からほかに御審議いただく議題はございません。

平林会長 委員の皆様から何かございますか。

古谷委員 先ほど佐久漁協さんから申請のあった件ですが、私は直接関係ないので先ほどは御遠慮しておりました。私共漁協も若干アユの放流を続けておりますが、最近10年くらいはアユが釣れたという報告が全くありません。しかしながら指示量の放流を最低限100kgぐらい維持してくれということで、100kgに放流を減らして現在に至っております。やはりアユ釣りというものは魅力があるものですから、魅力があるということは誘客力があるということで、非常に大事な魚種だと思っております。し

かしながら、長野県の主要河川が全部ダム施設で閉鎖されているものですから、一部千曲川に魚道はありますが機能していないのではないかと思います。人工産のアユの稚魚の放流を行っておりますが、その放流資金とそれぞれの組合さんの経営が直接的に經常において非常に大きなウエイトを占めるものですから、私共も過去を遡って調べたのですが、昭和51年と40年超経過していますが、私共の組合と西大滝ダム設置者との協定内容に、将来にわたって異議を申し立てないものとするという1項がございます、ダムによって大きく河川の環境が変わってしまっているものですから、将来的に何とかこの問題を解決していくべく道筋を探していかないといけないのではないかと考えております。そんなことで、この委員会としても将来にわたって取り組む課題としてこの問題を取り上げていただいて、御意見を頂戴できればと思っております。よろしくお願いいたします。

平林会長 御希望ということですかね。

古谷委員 はい。

平林会長 何かほかにございますか。よろしいですか。それでは、その他のところで話題を出していただいたということで、これで議事を全て終了したので、進行を事務局にお返しします。

事務局 平林会長、どうもありがとうございました。これをもちまして第222回長野県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。次回は7月の開催を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

議事録署名委員 梅戸 洋 (印)

議事録署名委員 小澤 哲 (印)